

〔研究ノート〕

オーストラリア領ノーフォーク島の刑事司法

永 田 憲 史

目 次

- 一、はじめに
- 二、概 要
- 三、法 状 況
- 四、刑事裁判制度
- 五、刑 事 法

一、はじめに

イギリス領ピトケアン (Pitcairn)、⁽¹⁾ ニュージールランド領クック諸島 (Cook Islands)、⁽²⁾ ニウエ (Niue)、⁽³⁾ トケラウ (Tokelau) に続いて、オーストラリア領ノーフォーク島 (Norfolk Island) の刑事司法制度をまとめることとした。

条文については、シドニー技術大学 (University of Technology, Sydney) とニュー・サウス・ウェールズ大学 (University of New South Wales) の関連施設である、オーストラレーシア法情報研究所 (Australasian Legal Information Institute; AustLII) がインターネット上で提供しているデータベース (AustLII Databases) と、⁽²⁾ ノーフォーク島政府のデータベース⁽³⁾ を利用した。

二、概 要

ノーフォーク島⁽⁴⁾は、オーストラリア大陸の東方、シドニー (Sidney) から約一七〇〇キロメートルに位置するオーストラリアの海外領土 (external territory) である。周囲にあるフィリップ島 (Philip Island) とネプアン島 (Nepean Island) と合わせてノーフォーク島と呼ばれる。面積は約三五平方キロメートルで、人口は約一八〇〇人である。中心都市は、キングストン (Kingston) である。もともと、農業中心であったが、近時、観光業が急速に拡大して経済的にも発展しており、人口の約半数が観光業に従事している。

歴史を紐解くと、⁽⁵⁾ヨーロッパ人が初めてノーフォーク島を確認したのは、一七七四年のことであり、ジェームズ・クック (James Cook) によるものであった。当時、ノーフォーク島は、無人島であったが、それ以前に居住していた者がいたとする見解が有力である。一七八八年になると、イギリスのフィリップ・ギドリリー・キング海軍大尉 (Lieutenant Philip Gidley King) がこの地を流刑地とするために刑事施設を建設し、男性のみならず、女性の受刑者も服役することとなった。一七八九年にノーフォーク島はニュー・サウス・ウェールズ (New South Wales) 植民地の一部として統治されるようになった。食糧や水の不足、衛生問題などから、受刑者による暴動が何度も生じた上、シドニーから遠すぎるという地理的悪条件もあって、一八一四年に刑事施設は廃止され、再び無人島となった。しかし、一八二五年になると、重大事犯の隔離のために再度利用されることとなった。従前には自由民の居住が認められていたが、今回は認められなくなった。一八四四年、ヴァン・ディーメンズ・ランド (Van Diemen's Land)、すなわち後のタスマニア (Tasmania) がこの地の統治を行なうこととなった。一八五二年、ヴァン・ディーメンズ・ランドのウィルソン主教 (Bishop Wilson) によるノーフォーク島の刑事施設廃止提案が受け入れられ、この地は、当時、食糧と水不足に苦しんでいたピトケアン島住民の移転先とされることとなった。⁽⁶⁾一八五六年に全受刑者が退去させられると、一九四人のピトケアン島住民全員がこの地に移転した。同時に、この地は再びニュー・サウス・ウェールズの統治下に入り、一八五七年には、

ニュー・サウス・ウェールズのデニソン知事 (Governor Denison) により法令が公布され、行政長官 (Chief Magistrate) と二人の評議員 (councillor) により行政権が行使されることとなった。一八五八年と一八六三年に一部の住民がピトケアン島に戻ったものの、大半の住民がこの地で暮らし続けた。

一九〇一年、オーストラリア連邦 (Commonwealth of Australia) が成立すると、ニュー・サウス・ウェールズ州 (state of New South Wales) の統治を受けることとなった。一九〇四年には、行政評議会 (Executive Council) が設立され、二人が選挙により、四人が知事の任命により構成員となることとされた。オーストラリア連邦の一九一三年ノーフォーク島法 (Norfolk Island Act 1913) により、一九一四年から、この地はオーストラリアの海外領土となった。これに伴い、行政評議会が廃止され、助言に権能を限定された八人の構成員による評議会に改編される一方、オーストラリアの総督 (Governor General) が令 (Ordinance) を公布することができるようになった。また、オーストラリア連邦の高等裁判所 (High Court) が最上級審とされた。さらに、オーストラリアの連邦議会 (Federal Parliament) の制定した法律は、特段の規定がない限り、ノーフォーク島には適用されないこととされた。

オーストラリア連邦の一九五七年ノーフォーク島法 (Norfolk Island Act 1957) により、島嶼評議会 (Island Council) が作られたものの、行政権の一部を行使できるとどまった。一九六三年ノーフォーク島法 (Norfolk Island Act 1963) により、ノーフォーク島上級裁判所の判事にオーストラリアの連邦裁判所 (Federal Court) の判事が任命されるようになった。一九六四年、島嶼評議会が拡大され、選挙によって選出された大統領 (President) と統治官 (Administrator) が構成員に加わることとなった。しかし、自治権がなお不十分であるとの不満は大きく、一九七七年、国際連合の脱植民地委員会 (Committee on Decolonization) に対し、島嶼評議会は申立てを行なった。この申立ては、採択されなかったものの、オーストラリア連邦の一九七九年ノーフォーク島法 (Norfolk Island Act 1979) ⁽⁷⁾ により、立法議会 (Legislative Assembly) が設立され、上級裁判所の管轄が明らかにされた。同時に、オーストラリアから財政支援が打ち切られたものの、空港や国立公園の維持にはオーストラリアから補助金が出されている。

る。

オーストラリアの海外領土であるため、国家元首はイギリスのエリザベス二世 (Queen Elizabeth II) である。

三、法 状 況

法源として、第一に、一九一三年二月二四日にニュー・サウス・ウェールズ州知事 (Governor) により公布された法令のうち、一九七九年ノーフォーク島法が成立した際に有効であったものと、その下で制定された規則 (regulation)、条例 (bylaw)、布告 (proclamation)、宣言 (declaration)、通達 (notice) がある。

第二に、オーストラリア連邦の法律でノーフォーク島への適用が明示されているものと、その下で制定された規則 (rule) がある。

第三に、一九一四年から一九七九年までの間に総督により作られた令と、その下で制定された規則、条例、布告、宣言、通達がある。

第四に、一九七九年ノーフォーク島法の下で総督により作られた令と、その下で制定された規則、条例、布告、宣言、通達がある。

第五に、イギリス法 (imperial act) がある。

第六に、任期三年、定数九人のノーフォーク島立法議会により制定された法律と、その下で制定された規則、条例がある。一九八〇年にそれまでの令の多くが立法議会により法律とされたこともあって、⁽⁹⁾ 実際のところ、これらが最も重要な法源となっている。但し、イギリス連邦法と抵触した場合、イギリス連邦法が優越するとされている。

第七に、オーストラリア連邦の州又はオーストラリア首都地域 (Australia Capital Territory) の法律又は一部の条文のうち、ノーフォーク島議会で適用が採択されたものがある。

第八に、コモン・ロー (common law) と衡平法 (equity) がある。イングランドで一八二八年七月二五日に有効であった法令がこれにあたる。

第九に、慣習法がある。一九七九年ノーフォーク島法は慣習についての規定を置いていないものの、いくつかの法令は慣習に基づく権利又は義務を成文化している。

法曹について見ると、⁽¹⁰⁾ノーフォーク島には法曹養成機関がないため、法曹希望者はオーストラリアやニュージーランドで学位を取得することが多い。もともと、学位取得後、ノーフォーク島で法曹として活動することは少ない。何人かのオーストラリア人の法曹がノーフォーク島で活動している。オーストラリア首都地域の最高裁判所 (Supreme Court) 又はオーストラリアの連邦裁判所で法曹として活動することが認められている者は、ノーフォーク島の上級裁判所で法曹として活動することができるとされている。なお、ノーフォーク島の下級裁判所 (Court of Petty Sessions) で代理人となるための資格は不要である。

四、刑事裁判制度

刑事裁判は、まず、ノーフォーク島で行なわれ、オーストラリアの裁判所への上訴が認められている。⁽¹¹⁾ 起訴は、統治官又は総督が任命した者の名により行なわれる。

あらゆる略式起訴犯罪 (summary offense) と、法定刑が罰金刑 (fine) の正式起訴犯罪 (indictable offense) などの第一審を行なうのが、下級裁判所 (Court of Petty Sessions) である。⁽¹²⁾ 下級裁判所は、首席治安判事 (Chief Magistrate) と三人の治安判事で構成される。首席治安判事や治安判事はオーストラリア首都地域の治安判事区 (magistracy) から任命される。首席治安判事は、通例、オーストラリアの首都キャンベラ (Canberra) で任命され、年間二回ノーフォーク島に赴く。下級裁判所では、答弁取引 (plead guilty) が認められているものの、例外的に下級裁判所は答弁取引を拒否することができる。また、下級裁判所は、適当と認める場合、事件を上級裁判所 (Supreme Court) へ移送できる。

下級裁判所からの上訴審と下級裁判所の管轄外の事件の第一審などを行なうのが上級裁判所である。⁽¹³⁾ 下級裁判所で拘禁刑 (imprisonment) 又は一〇オーストラリアドル (AUD) (約六〇〇円。一AUD六〇円で換算。以下同じ) 以上の罰金刑が科された場合、上訴が可能とされている。上級裁判所は、総督により任命される上級裁判所長官 (Chief Judge) と上級裁判所判事の計二名で構成され、春と秋の年間二回開廷される。上級裁判所が第一審となる場合、一二人の陪審員により陪審裁判が行なわれる。⁽¹⁴⁾ ノーフォーク島の上級裁判所からの上訴審を行なうのが、オーストラリアの連邦裁判所である。一九七六年オーストラリア連邦裁判所法 (Federal Court of Australia Act 1976) に基づく。⁽¹⁵⁾ 通常、三人の判事により審理される。

オーストラリアの連邦裁判所からの一定の事件の上訴審と、ノーフォーク島の上級裁判所からの上訴審を行なうのが、オーストラリアの高等裁判所 (High Court) である。ノーフォーク島の上級裁判所からの上訴が認められるのは、法解釈が問題とされている場合と、事実認定や量刑などそれ以外が問題とされる場合で特別の許可がなされたときである。

実際のところ、オーストラリアの連邦裁判所や高等裁判所でノーフォーク島の事件が扱われることはほとんどない。

五、刑 事 法

一九三六年に改正されたニュー・サウス・ウェールズ州の一九〇〇年犯罪法 (Crimes Act 1900)⁽¹⁶⁾ を模範にして制定されたノーフォーク島の一九六〇年刑法令 (Criminal Law Ordinance 1960) を一九八〇年に法律化した一九六〇年刑法 (Criminal Law Act 1960)⁽¹⁷⁾ が刑事法の中核である。⁽¹⁸⁾

一九〇〇年犯罪法、一九六〇年刑法令、一九六〇年刑法は、謀殺 (murder) だけでなく、強姦 (rape) の法定刑としても死刑を定めていた。しかし、オーストラリア連邦の一九七三年死刑廃止法 (Death Penalty Abolition Act 1973)⁽¹⁹⁾ と一九八五年のニュー・サウス・ウェールズ州の死刑廃止を受けて、⁽²⁰⁾ 一九六〇年刑法は最高刑を無期刑に改めた。⁽²¹⁾ また、重罪 (felony) 又は軽罪 (misdemeanor) の場合、拘禁刑、罰金刑、現物返還命令 (resitution order)、被害弁償命令 (compensation order)、運転免許の

取消 (cancellation of driving license) などの刑事制裁が科せられる⁽²²⁾。笞打ち刑 (whipping) や枷責刑 (irons) も規定されていたが、一九七九年に廃止された⁽²³⁾。

- (1) 拙稿「イギリス領ピトケアンの刑事司法」関西大学法学論集五七巻二号(二〇〇七)一七二頁以下、同「ニュージーランド領クック諸島の刑事司法」関西大学法学論集五七巻二号(二〇〇七)九九頁以下、同「ニュージーランド領ニウエの刑事司法」関西大学法学論集五八巻二号(二〇〇八)一一〇頁以下、同「ニュージーランド領トケラウの刑事司法」関西大学法学論集五八巻六号(二〇〇九)九七頁以下。
- (2) <http://www.austlii.edu.au/>.
- (3) <http://www.info.gov.nf/>.
- (4) 最新の数值は、アメリカ合衆国の中央捜査局 (Central Intelligence Agency; CIA) の世界の現状資料 (The World Factbook) より得る。 <http://www.cia.gov/cia/publications/factbook/geos/nf.html>.
- (5) 詳しむは、 Srivastava, D. K., Norfolk Island, In: Ntunmy, M. A. (General Ed.), *South Pacific Islands Legal Systems* (University of Hawaii Press, 1993), pp. 180, 180-182.
- (6) ピトケアンの事情に「ら」は、拙稿「ピトケアン」・前掲注(一)一七四頁以下参照。
- (7) No. 25, 1976 (Cwth. of Aust.).
- (8) 詳しむは、 Srivastava, *supra* note 5, at 183-183.
- (9) In accordance with the Enactments Reprinting Act 1980 (22 of 1981).
- (10) 詳しむは、 Srivastava, *supra* note 5, at 200-201.
- (11) 詳しむは、 Srivastava, *supra* note 5, at 186-187, 191-193, 200-201.
- (12) Court of Petty Sessions Ordinance 1960 (6 of 1960); Court of Petty Sessions Act 1960 (in accordance with the Enactments Reprinting Act 1980).
- (13) Supreme Court Ordinance 1960 (5 of 1960); Supreme Court Act 1960 (in accordance with the Enactments Reprinting Act 1980).

- (14) Juries Ordinance 1960 (7 of 1960); Juries Act 1960 (in accordance with the Enactments Reprinting Act 1980).
- (15) No. 156, 1976 (Cwth. of Aust.).
- (16) Act 40 of 1900 (NSW).
- (17) 10 of 1960 (in accordance with the Enactments Reprinting Act 1980).
- (18) 雜論 546 Srivastava, *supra* note 5, at 190-191.
- (19) No. 100, 1973 (Cwth. of Aust.).
- (20) s. 431 (a) Crimes Act 1900 (NSW). See ss. 19 (a), 61JA (1) Crimes Act 1900 (NSW).
- (21) SCHEDULE ss. 19, 93A-93N Criminal Law Act 1960.
- (22) SCHEDULE ss. 437, 438, 438A Criminal Law Act 1960.
- (23) s. 37 (2), (3) Interpretation Act 1979 (10 of 1979). See SCHEDULE ss. 432 (1), 442 (1), 554 Criminal Law Act 1960.